

# 令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（児童自立支援専門員 又は児童生活支援員）採用試験募集案内

◆鳥取県立喜多原学園◆

〒689-3512 米子市泉706

電話(0859)27-1101 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<b>随時募集しています。</b> <small>(申込みの方法)</small> ◎郵送、持参にて申込みができます。 ◎持参による場合の受付時間8:30～17:15（土・日曜日、祝日は開庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	<b>試験を随時実施します。</b> ◎試験日時は各受験者ごとに別途お知らせします。 ◎運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。
試験会場	鳥取県立喜多原学園（米子市泉706）
試験結果発表日	<b>採用試験実施から3日以内（土・日曜日、祝日を除く。）</b>

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
児童自立支援専門員又は児童生活支援員	1名	入所児童への日常生活上の生活指導等を行う。 ・規則正しい生活習慣を身につけるための助言指導 ・学習支援や作業活動・クラブ活動の場における助言指導	鳥取県立 喜多原学園

## 3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

児童自立支援専門員又は児童生活支援のどちらかの要件に該当する者。

①児童自立支援専門員

児童福祉施設最低基準による児童自立支援専門員の要件に該当する者。

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 二の二 精神保健福祉士の資格を有する者
- 二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項（※1）の規定により大学院への入学を認められた者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまで（※2）に掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項（※3）の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

②児童生活支援員

児童指導員任用資格・社会福祉主事任用資格・教員資格・幼稚園教諭・保育士・看護師・養護教諭資格のいずれかを有する者又は採用日時点で資格を有する見込みの者  
(採用決定者には、資格を確認できる書類を提示していただきます。)

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

(※1)

第一百二条

大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第四百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者として認めることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

(※2)

- 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上)であるもの
- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

(※3)

第九十条

大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

- 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
- 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	50点	思考、知識、表現能力等についての試験(約30分)
人物試験	50点	人柄、性向等についての個別面接による試験(約30分)

## 5 任用期間

採用予定日～令和9年3月31日(予定)

※採用予定日は採用予定者と協議の上、決定します。

## 6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 時間額 1,420円～ ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※採用前の職務歴によっては、加算される場合があります。</p> <p>○手当：生活支援業務手当 月額 5,109円～17,032円 (月額特殊勤務手当) ※勤務に応じて支給します。 宿日直手当 1回 7,700円</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日(12月1日)に在職する場合) 期末手当：報酬の月額相当額の1.1205月 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 また、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給します。</p>																
福 利	<p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>																
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>																
勤務日及び勤務時間	<p>(1) 勤務形態 週30時間 原則として、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日（12月29日から1月3日）を除く月曜日から金曜日のうち、1週間につき30時間（ただし、業務の状況により、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日にも振替勤務を指示する場合があります。）</p> <p>(2) 勤務時間 早出勤務、遅出勤務、日勤のローテーション勤務</p> <p>(3) 始業・終業の時刻等  <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">（早出勤務日）始業</td> <td style="padding-right: 10px;">午前6時30分</td> <td style="padding-right: 10px;">終業</td> <td>午後3時</td> </tr> <tr> <td>（通常日）始業</td> <td>午前8時30分</td> <td>終業</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>（遅出勤務日）始業</td> <td>午後1時30分</td> <td>終業</td> <td>午後10時00分</td> </tr> <tr> <td>（日勤宿直）始業</td> <td>午前8時30分</td> <td>終業</td> <td>翌日午前9時</td> </tr> </table>           宿直：午後10時から翌日午前6時30分</p> <p>(4) 休憩時間 60分</p> <p>(5) 時間外勤務 災害等による臨時の必要がある場合又は時間外勤務及び休日勤務に関する協定のある場合において、やむを得ず時間外勤務を命ずることがあります。</p>	（早出勤務日）始業	午前6時30分	終業	午後3時	（通常日）始業	午前8時30分	終業	午後5時	（遅出勤務日）始業	午後1時30分	終業	午後10時00分	（日勤宿直）始業	午前8時30分	終業	翌日午前9時
（早出勤務日）始業	午前6時30分	終業	午後3時														
（通常日）始業	午前8時30分	終業	午後5時														
（遅出勤務日）始業	午後1時30分	終業	午後10時00分														
（日勤宿直）始業	午前8時30分	終業	翌日午前9時														
任 用 の 期 間	<p>任用期間満了後、再度の任用はありません。</p>																

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 履歴書 1通 ・全ての欄を記載してください。 ・顔写真（6か月以内に無帽で撮影したもの）を貼付してください。 ・記載事項に不正があった場合、受験が無効となる場合があります。</p> <p>(2) ハローワーク紹介状 1通（ハローワークを経由する場合）</p>
-------	--

申 込 先	鳥取県立喜多原学園（担当：前田） 〒689-3512 米子市泉706番地 電話 (0859)27-1101 ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ホームページ <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/</a>
注意事項	◎受験票は交付しません。試験当日は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。

※車イス等で来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

## 8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※ 補欠合格有効期限 試験結果発表日の翌月末まで

また、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「子ども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続き等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

## 9 試験結果の発表

試験結果について全員に文書で通知します。採用予定者には、採用手続きの連絡を併せて行います。

## 10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県立喜多原学園 （米子市泉706）

試験結果の開示の請求は、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

**また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒【定型長形3号（12cm×23cm）】を持参してください。**

## 11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- 受験の際は、筆記用具並びに**運転免許証など、写真付きの本人確認ができるもの**を持参してください。
- 試験会場の敷地内は全面禁煙です。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。